

平成28年度

第1回稲荷第一市民センター運営審議会

日時：平成28年6月29日(水)

午後14時00分～

場所：稲荷第一市民センタープレハブ2F会議室

《 次 第 》

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 正副会長選出
4. 会長あいさつ
5. 議 事
 - (1) 平成27年度事業報告及び利用状況について
 - (2) 平成28年度運営方針及び重点目標(案)について
 - (3) 平成28年事業計画(案)について
 - (4) その他
6. 閉 会

水戸市稲荷第一市民センター

稲荷第一市民センター運営審議会委員名簿

《 任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日 》

(順不同・敬称略)

氏名	住所	電話	備考
宮部 永一			稲荷第一地区まちづくり会会長
前野 進			稲荷第一地区まちづくり会副会長
出澤 裕史			稲荷第一地区まちづくり会総務部長
川井 洋子			稲荷第一小学校長
木村 栄子			水戸市民生委員
星野 幸子			施設利用者代表

稲荷第一市民センター職員名簿

職名	氏名	主な担当
所長	蛭田 智則	総括
職員	大場 妙子	庶務・経理・家庭教育学級
職員	星 久子	ひまわり大学・子ども教室・成人セミナー・女性セミナー

夜間休日等管理業務委託者

委託先シルバー人材センター	管理人：野上正夫
---------------	----------

(1)平成27年度事業報告及び利用状況について

一般教養講座

講座名	内 容	開催日	対象者	人数	講師名等
家庭教育学級	親子体操	6月12日	幼稚園児と保護者	63名	飛田幸乃
	スクラップブックング	9月25日	幼稚園児と保護者	73名	山口洋子・渡辺京子
	人形劇・カーテンシアター	11月5日	幼稚園児と保育所幼児	100名	四つばの会(4名)

ひまわり大学	移動学習 鹿島神宮 あやめ園	6月18日	ひまわり大 学受講生	19名	一般参加者(8名)
	講演会 「新時代をかしこく生きる」	9月17日		15名	消費生活センター
	足たっしや講座	10月15日		8名	高齢福祉課
	新年のつどい 講演会 「心のモノサシ」	1月21日		18名	六地藏寺住職

夏休み子ども教室	絵画教室【Aコース】	8月5日 8月6日	稲荷第一 小学校 児童 (全学年)	21名	関徹
	絵画教室【Bコース】	8月19日 8月20日		19名	関徹
	書道教室【Aコース】	8月3日	稲荷第一 小学校 児童 (3～6年)	19名	小林清美
	書道教室【Bコース】	8月5日		11名	小林清美
冬休み子ども教室	書道教室	12月25日	稲荷第一 小学校児童 (3～6年)	13名	小林清美

成人セミナー	移動学習 阿見町「予科線平和記念公園」 牛久市「牛久大仏」	12月11日	水戸市在住 成人男女	27名	
	お味噌づくり	11月27日		15名	秋葉味噌(株)社員2名
		1月27日		16名	秋葉味噌(株)社員2名
女性セミナー	骨盤ストレッチ	3月3日	水戸市在住 成人女性	15名	根本貴世子

平成27年度利用団体別利用状況

区分 区分 (月)	市民センター		社教団体		市/県		その他		小計		(館外)		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	(回数)	(人数)	回数	人数
4	1	3	5	65	0	0	1	9	7	77	0	0	7	77
5	2	17	0	0	0	0	3	34	5	51	0	0	5	51
6	10	53	1	5	1	13	3	51	15	122	2	87	17	209
7	4	27	1	14	1	11	2	22	8	74	0	0	8	74
8	10	127	3	36	1	24	1	6	15	193	0	0	15	193
9	4	36	5	47	0	0	3	40	12	123	1	73	13	196
10	6	33	3	29	0	0	0	0	9	62	1	700	10	762
11	3	21	2	47	0	0	0	0	5	68	2	600	7	668
12	7	37	1	7	0	0	1	9	9	53	0	0	9	53
1	5	29	1	10	0	0	0	0	6	39	1	14	7	53
2	12	59	2	25	0	0	0	0	14	84	0	0	14	84
3	8	38	2	12	1	4	7	110	18	164	0	0	18	164
計	72	480	26	297	4	52	21	281	123	1,110	7	1,474	130	2,584

(2) 平成28年度運営方針及び重点目標について(案)

運 営 方 針

東日本大震災の影響により、稲荷第一市民センターは、長く、使用不可という厳しい状況が続いていたが、漸く、今年度、新市民センターとして、開設の運びとなった。

新市民センター開設により、改めて、地域コミュニティ活動の拠点、生涯学習活動の拠点、地域防災活動の拠点として位置づけ、地域がともに支えあい安心して暮らせる地域社会づくりに向けて、地域における課題を自ら解決していくことのできる地域コミュニティ活動の支援に努める。

さらに、人づくりの基礎となる生涯学習については、これからの地域コミュニティを形成し自立する上で重要であることから、生涯学習事業の充実に努める。

重 点 目 標

I 地域コミュニティ活動の支援

1 地域コミュニティ活動の活性化

市民センターを拠点とした地域コミュニティ活動の活性化を図るため、新コミュニティ推進計画に基づいて施策を展開し、各種会合や研修等を行うとともに、市民と行政の協働により事業を推進する。さらに、水戸市住みよいまちづくり推進協議会と連携し地域の特色を生かしたコミュニティ活動を促進する。

- ① 稲荷第一地区の特色ある行事等の活性化に努める。
- ② 稲荷第一市民センターの役割分担を明確にし、各種団体との連携強化に努める。
- ③ 市民との協働による事業を推進するため、新たな人材の発掘を行うとともに、地域リーダーの育成等を支援する。
- ④ 市民センター運営審議会の活用を図る。

2 地域コミュニティを醸成する事業の実施

稲荷第一地区まちづくり会、町内会、女性団体、子ども会育成会等の各地域組織の独自の活動や地域コミュニティを醸成する事業を支援するとともに、さまざまな情報交換を促進するほか、相互に連携した地域活動を推進する。

- ① 稲荷第一地区の地域活動を促進するため、市民活動団体の育成及び活動の場の提供に努める。
- ② 地域の課題等を話し合う場を設けて、さまざまな情報交換に努める。
- ③ 高齢者支援活動、多世代交流活動等の地域コミュニティを醸成する事業を推進する。

3 地域防災の強化推進支援

市内全域にわたる災害発生及び災害発生初動対応については、地域における防災組織が重要な位置付けにあることから、日頃からの訓練や防災計画等、地域における防災活動に積極的に参加するとともに、支援活動の強化に努める。

4 町内会・自治会活動の強化

町内会・自治会への加入促進に努めるとともに、組織化されていない区域への指導など、町内会・自治会の強化を図る。

II 生涯学習活動の推進

- 1 生涯学習推進基本計画に基づき、稲荷第一地区住民の生涯学習活動を積極的に支援し、地域に貢献できる人材の育成と住みよいまちづくりを推進する。
- 2 地域の特性を生かした講座を開設し、地域住民の主体的な住民のニーズに対応した講座・学級等の内容の充実に努める。
- 3 みと好文カレッジとの連携のもとに、地域が抱える課題等の解決に向けた学習機会の拡充と各種情報の提供に努める。
- 4 幼稚園・保育所・小学校との連携のもと、幼児、少年期における「ふれあい学級」や「家庭教育学級」「夏休み子ども教室」等の講座を開催し、家庭教育や青少年教育の充実に努める。
- 5 女性及び高齢者が、潤いのある充実した社会生活を送るため、「女性セミナー」や「ひまわり大学」を開催する。

III 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標を共有し、それぞれが連携して地域社会全体の教育力の向上に努める。

市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能を十分発揮する。

- 1 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む。

学校や市民センター、地域が連携を図りながら、様々な形で異年齢集団での交流や大人と接する事業など、子どもたちが直接体験する場を提供し、次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む学社連携による事業の推進に努める。

2 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える環境づくりに努める。

(3) 平成28年度事業計画(案)について

一般教養講座

講座名	内 容	開催日	対象者
家庭教育学級	親子体操	6月14日	幼稚園児と保護者
	万華鏡づくり	9月12日	幼稚園児と保護者
	人形劇・カーテンシアター	12月22日	幼稚園児と保育所幼児
ひまわり大学	我が家の防災について	6月16日	ひまわり大学受講生
	移動学習「土浦方面」	9月15日	
	健康体操	10月27日	
	閉講式「未定」	平成29年1月19日	
夏休み 子ども教室	絵画教室【Aコース】	8月3日 8月4日	稲荷第一小学校児童
	絵画教室【Bコース】	8月24日 8月25日	
	書道教室【Aコース】	8月1日	
	書道教室【Bコース】	8月2日	
冬休み 子ども教室	書初め教室	12月27日	稲荷第一小学校児童
成人セミナー	移動学習「北茨城市方面」	12月9日	水戸市在住成人男女
	味噌作り教室	11月25日 平成29年1月25日	
女性セミナー	ポーセリンアート	平成29年3月2日	水戸市在住成人男女

平成28年度 定期講座開設状況について

定期講座（クラブ） 稲荷第一市民センター

講座名	開催日・時間		在籍数	室名	講師名	代表者名
手編クラブ	1・3火曜	9:30～12:00	9人	会議室	——	飛田 幹子
かいづか句会	1・3火曜	13:30～15:00	4人	会議室	小竹 亨	宮本 茂登
和紙ちぎり絵クラブ	1・3金曜	10:00～14:00	2人	会議室	小森 富子	宮部 初江
扇・梅の会	1・3火曜	9:30～12:00	4人	会議室	—	星野 幸子
絵てがみ	1土曜	9:30～11:30	16人	会議室	鯨 和子	鈴木 洋子

定期講座（クラブ） 他の場所で活動

講座名	開催日・時間		活動場所	講師名	代表者名
カラオケクラブ	1・3月曜	13:30～15:00	谷田集落センター	上杉 京子	星野 幸子
レザークラブ	2・4火曜	13:30～15:00	大場市民センター	—	古川 文子
墨雅会	1・3木曜	13:30～17:00	寺 院	飯野 白廷	稲葉 和弘
しあわせスイーツ	1金曜	9:30～12:30	竹隈市民センター	塚原 秩子	関根 紀子
扇・梅の会	4金曜	9:30～16:00 13:00～16:00	稲荷第二市民センター	—	星野 幸子

定期講座（クラブ） 活動休止中

講座名	開催日・時間		活動場所	講師名	代表者名
詩吟愛好会	1・3木曜	13:30～15:30	大場福祉センター 第2・4(木)震災前より活動	飛田 信廣	松本 初夫
パン作り	2木曜	9:00～12:00		三熊 理恵	
郷土民謡愛好会	1.3土曜	19:00～21:30		鈴木 光	星野幸子
太極拳	2・4土曜	10:00～12:00		加瀬 康子	
ビューティーピラティスA	1・3火曜	19:30～20:30		岡田 典子	
ビューティーピラティスB	2・4火曜	19:30～20:30		岡田 典子	
ふるさとを踊る会	1金曜	9:30～12:30		人見 楽扇	

※詩吟愛好会 市民センター定期講座としての 第1・3(木)については活動休止中

平成28年度まちづくり会事業計画について

月	日	関連事業(まちづくり会)
H28	5	8 まちづくり会総会
		24 花苗配布(ベコニア)
6	6	5 稲荷第一地区お父さんソフトボール大会
		17 花苗配布(サルビア他)
		18 小学校草刈り
		24 地区花壇コンクール
		26 常澄ブロック球技大会(ソフトボール)
7	10	常澄ブロック球技大会(ソフトバレーボール)
8	16	FMぱるるん
10	上	広報紙「ふれあい稲荷一」発行
	10	市民運動会
11	3	常澄ブロック歩く会
	中～下	オープニングセレモニー
12	上～中	生涯学習部主催事業
H29	1	中 郷土かるた地区大会
		下 広報紙「ふれあい稲荷一」発行
2	中	花苗区割(パンジー)

○水戸市市民センター条例

平成21年9月29日

水戸市条例第33号

改正 平成22年3月24日条例第13号

平成23年3月25日条例第9号

平成23年7月12日条例第25号

平成26年6月30日条例第36号

平成27年3月24日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用の許可の取消し等）

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

（原状回復等）

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償等）

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（市民センター運営審議会）

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。

付 則 (平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成23年3月25日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年7月12日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則 (平成26年6月30日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成26年7月1日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成26年10月1日

(準備行為)

- 2 前項第2号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第3号に定める日以後の水

水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則（平成27年3月24日条例第9号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

（平22条例13・平23条例9・平23条例25・平26条例36・一部改正）

名称	位置
水戸市三の丸市民センター	水戸市三の丸1丁目6番60号
水戸市五軒市民センター	水戸市五軒町1丁目2番12号
水戸市新荘市民センター	水戸市新荘2丁目11番2号
水戸市城東市民センター	水戸市城東3丁目1番47号
水戸市竹隈市民センター	水戸市柳町2丁目5番8号
水戸市常磐市民センター	水戸市西原1丁目3番12号
水戸市緑岡市民センター	水戸市見川町2563番地
水戸市寿市民センター	水戸市平須町1636番地
水戸市上大野市民センター	水戸市吉沼町1768番地の2
水戸市柳河市民センター	水戸市柳河町673番地の1
水戸市渡里市民センター	水戸市堀町466番地の7
水戸市吉田市民センター	水戸市元吉田町1736番地の5
水戸市酒門市民センター	水戸市酒門町1374番地の6
水戸市石川市民センター	水戸市石川2丁目4243番地
水戸市飯富市民センター	水戸市飯富町4449番地の8
水戸市国田市民センター	水戸市下国井町1212番地の4
水戸市桜川市民センター	水戸市河和田町2894番地の4
水戸市上中妻市民センター	水戸市大塚町1157番地の1
水戸市山根市民センター	水戸市全隈町78番地の1
水戸市見川市民センター	水戸市見川2丁目179番地の1
水戸市千波市民センター	水戸市千波町1396番地の4
水戸市見和市民センター	水戸市見和2丁目224番地の1
水戸市双葉台市民センター	水戸市双葉台2丁目1番地の5
水戸市笠原市民センター	水戸市笠原町358番地の5
水戸市赤塚市民センター	水戸市河和田3丁目2329番地の3
水戸市吉沢市民センター	水戸市吉沢町243番地の3
水戸市堀原市民センター	水戸市新原1丁目9番16号

水戸市下大野市民センター	水戸市下大野町6094番地の1
水戸市稲荷第一市民センター	水戸市大串町961番地の1
水戸市稲荷第二市民センター	水戸市栗崎町1695番地の4
水戸市大場市民センター	水戸市大場町2283番地の1